

大空町まちの芽プロジェクト補助金交付要綱

令和 8 年 6 月 2 5 日

告示第 2 9 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、大空町まちの芽プロジェクト補助金（以下「補助金」という。）の交付について、大空町補助金交付規則（平成 1 8 年大空町規則第 3 8 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 この補助金は、大空町で活動する個人や団体が、地域課題の解決や地域活性化を目的として自主的に取り組む公益性のある活動に要する経費の一部を補助することにより、地域の多様な人材の育成と地域の活性化を図り、もって持続可能な地域づくりを推進することを目的とする。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者又は団体とする。

- (1) 大空町内（以下「町内」という。）に住所を有する者又は団体
- (2) 町内で働く者
- (3) 町内で学ぶ者
- (4) 町内で事業活動その他の活動を営む者又は団体

2 前項の規定にかかわらず、町から運営費等に係る継続的な補助金、委託料の交付を受けている団体及びこれに準ずる団体は対象外とする。

(補助対象事業)

第 4 条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 地域課題の解決や地域活性化に資するものであること。
- (2) 補助対象者が主体的に取り組む活動であること。
- (3) 町内で実施するもので、広く町民を対象とするものであること。
- (4) 補助金の交付を受けた日の属する年度内に終了する事業であること。
- (5) 営利を目的とするものでないこと。

- (6) 政治又は宗教に関するものでないこと。
- (7) 大空町から他の補助金の交付を受けている又は受ける予定のある事業でないこと。
- (8) その他町長がこの告示の目的に照らして適当でないと認めるものでないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、事業実施に直接必要な経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は、補助対象外とする。

- (1) 飲食に要する経費
- (2) 補助対象者の事務所経費等運営を維持するための経費
- (3) 補助対象者構成員に対する人件費又は報償費
- (4) 備品購入に要する経費
- (5) その他町長が適当でないと認めたもの

(補助金の額等)

第6条 補助金の額等は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、同一年度に複数の補助事業を交付対象とすることはできない。

1 補助事業		2 補助率	3 補助限度額（1事業あたり）
スタートアップ型	補助対象者が自主的に取り組む新たな事業（団体であれば申請年度の4月1日時点で、団体設立後3年以内であること）	10 / 10	20万円（1回限り）
ステップアップ型	補助対象者がこれまでの活動を更に発展させ、持続的に取り組む事業（補助対象期間は、最大連続する2年間とする）	【1年目】 1 / 2 以内	20万円
		【2年目】 1 / 2 以内	15万円

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助事業の採択申請)

第7条 補助事業の採択を受けようとする者は、町長が定める期間までに、大空町まちの芽プロジェクト補助金採択申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
 - (2) 事業予算書(様式第3号)
 - (3) 年間活動計画書(様式第4号)
 - (4) 団体概要・団体名簿(様式第5号)(団体の場合)
 - (5) 団体の定款、規約、会則等の写し(制定している場合)
 - (6) 前年度の活動実績がある場合は、その決算書
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- (審査委員会)

第8条 町長は、前条の規定により申請のあった事業内容の審査を適正に行うため、大空町まちの芽プロジェクト補助金審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

2 審査委員会の委員定数は6名以内とし、次の各号に掲げる者により組織する。

- (1) 副町長
- (2) 総合支所長
- (3) 総務課参事
- (4) 識見を有する者
- (5) 関係団体から推薦を受けた者
- (6) その他町長が必要と認める者

3 審査委員会には委員長を置き、副町長をもって充てる。

4 審査委員会は、町長の求めに応じて委員長が招集する。

(補助事業の採択)

第9条 町長は、申請書等の提出があったときは、審査委員会に意見を求めるものとする。

2 補助事業の採択を受けようとする者は、審査委員会に出席し、事業の内容を説明しなければならない。

3 町長は、審査委員会の意見を受け、事業採択の可否を決定し、大空町まちな芽プロジェクト補助金採択決定通知書（様式第6号）又は大空町まちな芽プロジェクト補助金不採択決定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の申請）

第10条 前条の事業採択を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、大空町まちな芽プロジェクト補助金交付申請書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第11条 町長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適正と認めたときは、補助金の交付決定を行い、補助金交付指令書により通知するものとする。

（概算払）

第12条 町長は、補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）から申し出があった時は、1回に限り、本補助金の概算払を行うことができる。

（事業計画の変更又は中止）

第13条 交付決定者は、やむを得ない理由により補助事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、大空町まちな芽プロジェクト補助金計画変更・中止承認申請書（様式第9号）を提出し、町長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

（1）事業目的及び内容等の変更のうち、事業の基本部分に関わらないもの

（2）経費の目的を実質的に変更するものでないもの

2 町長は、前項の申請があったときは、必要に応じて審査委員会に意見を求め、承認又は不承認の決定をし、大空町まちな芽プロジェクト補助金計画変更・中止承認（不承認）通知書（様式第10号）により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第14条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに大空町まちの芽プロジェクト補助金実績報告書(様式第11号)に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業決算書(様式第12号)
 - (2) 補助事業に係る経費の領収書の写し
 - (3) 補助事業の内容を記録した報告書、写真、広報物等
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- (交付決定の取消し)

第15条 交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金があるときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により、補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- (3) 補助事業の変更若しくは中止又は事業の遂行の見込みがないとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この告示に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により取消しをしたときは、その旨を大空町まちの芽プロジェクト補助金交付決定取消通知書(様式第13号)により、通知しなければならない。

(補助事業の表示)

第16条 交付決定者は、当該補助金の補助事業である旨をチラシ、ポスター、看板等に表示しなければならない。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、令和8年6月25日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

大空町まちの芽プロジェクト補助金採択申請書

年 月 日

大空町長 様

住所

申請者（団体の場合は団体名、代表者名）

大空町まちの芽プロジェクト補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、
関係書類を添えて提出いたします。

記

- 1 事業名
- 2 事業区分（該当する区分に☑をしてください。同一年度に複数区分への申請はできません。）
- ☐スタートアップ型
- ☐ステップアップ型 （☐ 1 回目 ☐ 2 回目）
- 3 事業の目的
- ・事業を実施する目的
 - ・目的達成のために本事業により実施する具体的な内容
- 4 事業の実施日 年 月 日 ～ 年 月 日
- 5 補助金交付希望額

総事業費	補助対象事業費	補助金希望額

様式第2号（第7条関係）

事業計画書

- 1 事業名
- 2 事業概要
- 3 事業の実施日 年 月 日 ～ 年 月 日
- 4 実施場所
- 5 事業の対象者及び参加予定（見込み）人員
- 6 期待される事業の効果
- 7 次年度以降の活動予定
- 8 昨年度事業の課題を今年度の事業にどう反映させたか
- 9 当補助金の交付経歴

年度	円
年度	円
年度	円

- 1 0 補助金継続希望 有 ・ 無

様式第3号（第7条関係）

事業予算書

事業名：

【収入】（単位：円）

項目	積算内訳（単価×数量）	金額
事業収入（参加費等利用者負担）		
事業収入（売上げ等）		
自己資金等		
まちの芽プロジェクト補助金（A）		
合計（B）		

【支出】（単位：円）

項目	内容	積算内訳 （単価×数量）	金額	対象経費
合計（B）				
補助率				
補助金申請額（1,000円未満切捨て）（A）				

※事業費の収入と支出の合計は、一致させてください。収入（A）=支出（A）、収入（B）=支出（B）

※補助金申請額については、補助事業区分の上限額を超える場合は上限額とし、1,000円未満の端数がある場合は、切り捨てた金額になります。

※この計画と異なる支出はできません。十分に検証して計画を立ててください。

※積算根拠となる見積書（写し）等の添付をお願いします。

様式第 4 号（第 7 条関係）

年間活動計画書

事業名：

対象年度：令和 年度

月	内 容	場所・人数等
4 月		
5 月		
6 月		
7 月		
8 月		
9 月		
1 0 月		
1 1 月		
1 2 月		
1 月		
2 月		
3 月		

※ステップアップ型補助金の申請の場合は、補助金を希望する年度分の作成をお願いします。

様式第 5 号（第 7 条関係）

団体概要・団体名簿

【団体概要】

フリガナ 団体名			
団体情報	住所（〒 ー ） 電話 FAX Eメール HP等のURL		
代表者	役職	氏名	
連絡担当者	氏名 住所（〒 ー ） 電話 FAX Eメール		
設立年月日	年 月 日	構成員	人
設立目的			
これまでの 主な活動	実施時期	事業	実績（参加人数等）

【団体名簿】

	団体内の役職	氏 名	大空町との関係		
			在住	在勤	在学
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
1 0					
1 1					
1 2					
1 3					
1 4					
1 5					
1 6					
1 7					
1 8					
1 9					
2 0					

様式第 6 号（第 9 条関係）

大空町まちなみプロジェクト補助金採択決定通知書

年 月 日

様

大空町長

年 月 日付けで提出のあった大空町まちなみプロジェクト補助金採択申請書について審査した結果、採択することとしたので通知します。

なお、大空町まちなみプロジェクト補助金交付要綱第 10 条の規定により、補助金交付申請手続を行ってください。

様式第 7 号（第 9 条関係）

大空町まちなみプロジェクト補助金不採択決定通知書

年 月 日

様

大空町長

年 月 日付けで提出のあった大空町まちなみプロジェクト補助金採択
申請書について審査した結果、不採択としたので通知します。

【不採択の理由】

様式第 8 号（第 1 0 条関係）

大空町まちなみプロジェクト補助金交付申請書

年 月 日

大空町長 様

申請者
住所
氏名（団体の場合は団体名、代表者名）

大空町まちなみプロジェクト補助金の交付を受けたいので、大空町まちなみプロジェクト補助金交付要綱第 1 0 条により申請します。

記

1 補助事業名

2 事業の概要

3 事業の実施期日又は期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

4 補助金申請額

5 補助金振込先

金融機関・支店名	種別	フリガナ 口座名義	口座番号						

6 概算払申出について 有 ・ 無

様式第9号（第13条関係）

大空町まちなみプロジェクト補助金計画変更・中止承認申請書

年 月 日

大空町長 様

申請者

住所

氏名（団体の場合は団体名、代表者名）

年 月 日付大空町指令第 号をもって補助金の交付決定を受けた下記事業について、その内容を変更・中止したいので申請します。

記

1 補助事業名

2 変更の内容及び理由

- ・ 変更前の補助金申請額
- ・ 変更後の補助金申請額

3 中止の理由

（注）変更内容及び理由について、できるだけ詳しく記載すること。

様式第 1 0 号（第 1 3 条関係）

大空町まちなみプロジェクト補助金計画変更・中止承認（不承認）通知書

年 月 日

様

大空町長

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更等については、承認（不承認）することと決定しましたので通知します。なお、変更等の承認（不承認）した補助事業の内容は次のとおりです。

1 補助事業名

2 事業内容

様式第 1 1 号（第 1 4 条関係）

大空町まちなみプロジェクト補助金実績報告書

年 月 日

大空町長 様

申請者

住所

氏名（団体の場合は団体名、代表者名）

年 月 日付大空町指令第 号をもって補助金交付の指令を受けた補助事業等を 年 月 日完了したので、関係書類を添えて届けます。

記

1 事業区分

2 事業名

3 事業の目的

4 事業結果

（事業実施日、参加人数、開催場所、事業概要などを記載）

5 事業実施の効果

（事業実施により得られた成果や課題などを記載）

6 今後の発展性

（事業実施により得られた課題などを踏まえ、今後の展開を記載）

様式第 1 2 号（第 1 4 条関係）

事業決算書

事業名：

【収入】		(単位：円)
科目	決算額内訳（単価×数量）	金額
事業収入（参加費等利用者負担）		
事業収入（売上げ等）		
自己資金等		
まちの芽プロジェクト補助金（A）		
合計（B）		

【支出】		(単位：円)		
科目	内容	決算額内訳 （単価×数量）	金額	対象経費
合計（B）				
補助率				
補助金実績額（1，000円未満切捨て）（A）				

※事業費の収入と支出の合計は、一致させてください。収入（A）=支出（A）、収入（B）=支出（B）

様式第 13 号（第 15 条関係）

大空町まちなみプロジェクト補助金交付決定取消通知書

年 月 日

様

大空町長

年 月 日付大空町指令第 号にて補助金の交付決定をした大空町まちなみプロジェクト補助金について、取り消すこととしたので通知します。

記

1 補助事業名

2 取消事由

☐虚偽その他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき

☐補助金の全部又は一部を使用しなかったとき

☐補助事業の変更若しくは中止又は事業の遂行の見込みがないとき

☐大空町まちなみプロジェクト補助金交付要綱に違反したとき